

第483回（定例）福崎町議会会議録

平成31年3月6日（水）  
午前9時30分開会

1. 平成31年3月6日、第483回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 13名

1番	松岡秀人	8番	山口純
2番	柴田幹夫	10番	富田昭市
3番	三輪一朝	11番	小林博
4番	北山孝彦	12番	石野光市
5番	前川裕量	13番	城谷英之
6番	河嶋重一郎	14番	高井國年
7番	木村いづみ		

1. 欠席議員 0名

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 木ノ本 雅 佳 主 査 塩 見 浩 幸

1. 説明のため出席した職員

町 長	橋本省三	副 町 長	尾崎吉晴
教 育 長	高寄十郎	上下水道事業管理者	近藤博之
技 監	吉栖雅人	会 計 管 理 者	小幡伸一
総 務 課 長	山下健介	企 画 財 政 課 長	吉田利彦
税 務 課 長	尾崎俊也	地 域 振 興 課 長	松田清彦
住 民 生 活 課 長	谷岡周和	健 康 福 祉 課 長	三木雅人
農 林 振 興 課 長	松岡伸泰	ま ち づ く り 課 長	福永聡
上 下 水 道 課 長	成田邦造	学 校 教 育 課 長	岩木秀人
社 会 教 育 課 長	大塚久典		

代 表 監 査 委 員 鳥 岡 照 義

1. 議事日程

- 第 1 閉会中の所管事務調査報告
- 第 2 質疑
- 第 3 討論・採決
- 第 4 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第 5 中播衛生施設事務組合議会議員の選挙
- 第 6 特別委員会の設置
- 第 7 委員会付託
- 第 8 議員派遣

1. 本日の会議に付した事件

- 第 1 閉会中の所管事務調査報告
- 第 2 質疑

- 第 3 討論・採決
- 第 4 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第 5 中播衛生施設事務組合議会議員の選挙
- 第 6 特別委員会の設置
- 第 7 委員会付託
- 第 8 議員派遣

## 1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員数は13名でございます。  
定足数に達しております。

### 日程第1 閉会中の所管事務調査報告

議 長 それでは、これより本日の日程に入ります  
日程第1は、閉会中の所管事務調査報告であります。  
各委員会の活動について、委員長に報告を求めます。  
総務文教常任委員会、木村委員長。

木村総務文教 皆さんおはようございます。

常任委員長 総務文教常任委員会より、議会閉会中の調査報告について申し上げます。  
委員会は1月22日と2月19日の2日間開会し、委員全員出席のもと各課からの報告を受けました。

主なものは、委員会調査報告書のとおりですが、補足事項を申し上げます。

総務課より、区長の異動の報告がり、町長より3分の1以上の区長さんが変わられるので、議会との関係も含め、交流会もしくは懇親会を計画されてはどうかのご意見、ご要望がありました。

税務課からは、電話催告及び夜間徴収を行ったとの報告に対し、委員から徴収できなかった残り155人に対して、どのような対応策をとっているのか。また、税の公平性から、全ての人に対して同じように訪問徴収されているのかの質疑がありました。それに対し、滞納初期段階の低額滞納者を中心に、夜間徴収及び訪問徴収をしている。徴収に行ってもその時点で払うお金がないというのが大半で、そういう方には分納誓約書を書いていただいているとの回答でした。

学校教育課からは、インフルエンザによる学級閉鎖について、昨年12月は報告書に記載のとおりで、今年に入ってから学級閉鎖はないとのうれしい報告を受けました。

また、給食共同調理センター用地について、給食センター敷地約5,000平方メートルのうち、長目区からの借地約2,014平方メートルがあるが、買収のお願いをしているとの報告がありました。

福崎西中学校のプールの水漏れについてですが、1月22日、教師による施設点検の際にプールの水位が下がっていることに気づき、翌日プール周りを教育委員会と学校職員とで調査したところ、プールの底あたりから水がにじんでいるように見受けられた。1月28日に修理業者のヤマハ発動機西日本営業所に調査してもらった結果、パネルの継ぎ目の老朽化による水漏れの可能性が高いとのこと。継ぎ目部分のやりかえを実施したいとのこと。

成人式についてであります、2022年度の民法改正で成人年齢が18歳に変わるが、成人式についてどのような考えを持っておられるかの質疑に対し、現在は、あくまでも選挙における分野では18歳から。成人式は成人の日があつて20歳からとわられているので、そのとおりの取り扱いになろうかと思う。とりあえず、当初は現在のまま20歳を中心にやっていきたいと思っているが、遅くとも1年前までには方針を出して、町民の皆様にお知らせしたいとの答弁でした。

以上、総務文教常任委員会からの報告を終わります。

議長 次、民生まちづくり常任委員会、前川委員長。

前川民生まちづくり 皆さんおはようございます。

常任委員長 民生まちづくり常任委員会から、議会閉会中に行いました所管事務調査について、報告をさせていただきます。

委員会は1月23日と2月20日の2回開催いたしました。調査の結果報告につきましては配付しております委員会調査報告書のとおりですが、特に補足すべき事項について説明をさせていただきます。

まず、1月23日の委員会では、公害防止協定に基づく2件の協議事項について、いずれも申請のとおり許可することに決定いたしました。

住民生活課からは、株式会社トッパンパッケージプロダクツ六価クロム流出事故について報告があり、委員から、事故の発生要因、事故当時の対応、周辺環境への影響、今後の対応等について質疑がありました。

また、JR福崎駅前信号設置要望について、県警本部への要望をしたとの報告があり、信号機設置基準について具体的な説明を受けました。結果としては、現状の交通量では困難であるとのことですが、引き続き要望していくとのことあります。

次に、2月20日の委員会では、公害防止協定に基づく3件の協議事項について、いずれも申請のとおり許可することに決定しました。住民生活課からは、福伸電機株式会社福崎工場の火災についての報告があり、委員から、火災の発生要因、日常の点検方法、今後の対応等についての質疑がありました。

地域振興課からは、妖怪ベンチの応募状況についての報告があり、委員から、設置の基準、あり方、ベンチを配置したことによる効果等の質疑がありました。

農林振興課からは、兵庫県農業共済組合の設立に関する覚書の締結についての報告がありました。委員から、加入者資格についてはどうなるのかという質疑があり、平成30年度までは水稲でいうと2,500平方メートル以上は強制加入ということでしたが、平成31年度からは任意加入となり、面積要件がなくなりますとの答弁がありました。また、2月20日の委員会では、新町大井堰、川端雨水幹線、工業団地配水池の現地視察を行いました。

以上で、民生まちづくり常任委員会からの報告を終わります。

議長 次、議会広報常任委員会、石野委員長。

石野議会広報 議会広報常任委員会から、ご報告いたします。

常任委員長 1月30日付で提出しております報告書では、議会だより第149号の編集について、また題字の応募作品の選考について調査を行いました。調査期日は記載のとおり、5日間を当てました。調査の概要としましては、協議事項として149号の編集を行いました。さらにその中で、住民の付託を受けた議員として会議への出席は当然の義務であるということから、次号から出席についての表は掲載しないということを決めました。

続いて、議会だよりふくさきの題字を町内の小中学生に募集しましたところ、

707人から応募があり、議会広報常任委員で選考し、4作品を選び、最優秀作品の応募者を紹介し、議会だより第150号から採用することとし、他の3名の入選された方については、お名前の紹介をすることとしました。

続いて、行政視察を2月18日(月)に行いました。多可町議会を視察研修いたしました。多可町議会だよりは、平成27年度、平成30年度と町村議会広報全国コンクールの表紙写真賞を受賞されております。写真の撮影について、非常に注力をされているということでありました。また、特徴として、全ページを5段組みとされていて、余白を生かした紙面づくりをされているというふうなことでありました。こうしたことも参考にしながら、150号以降、こうした内容を生かしていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

議長 次、議会運営委員会、河嶋委員長。

河嶋議長 議会運営委員会から閉会中の所管事務調査について報告させていただきます。運営委員長 委員会は、1月15日、及び2月25日の2回開催いたしました。内容は報告書に記載のとおりですので、要点のみ報告させていただきます。

まず、1月15日の委員会では、第482回12月定例会の反省点と課題について協議し、委員から「現在、付託案件の審議結果の報告と、閉会中の所管事務調査の報告を別々に行っており、同一の委員会が2回演題に登壇して報告しているが、これを1回にまとめられないか。」との意見がありましたが、従来どおりの報告の方法とすることとしました。

また、政務活動費について、3月議会に議会運営委員会から政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例を提案することを確認しました。

次に、2月25日の委員会では、第483回3月定例会の運営について協議し、請願1件と陳情2件の取り扱い、及び会期は3月4日から3月26日までの23日間とすることを確認しました。

また、継続審議となっておりました事項のうち、委員会会議録の公開については全面公開とすることを決定しました。

以上、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査報告とさせていただきます。

議長 次、福崎駅周辺整備対策特別委員会、小林委員長。

小林福崎駅周辺整備 福崎駅周辺整備対策特別委員会の報告でございます。

対策特別委員長 委員会は2月25日に会議を開催しました。報告書に記載のように、事業の進捗状況、JR福崎駅前の信号機設置、指定管理に向けた取り組みについての報告を受け、質疑等、意見交換をいたしました。

駅前の用地取得については、4月には収用委員会の採決がある見込みとのこととあります。工事関係の進捗は、おおむね工程表のとおり進んでおります。

駅前の信号機設置については、県警に要望したが、交通量などの関係から先送りとなるようです。引き続き、要望活動が必要であります。

指定管理については、民間まちづくり活動促進事業での推進を図っていくとのこととございます。

1月21日には、株式会社PAGEを都市再生法人に指定したとのこととあります。協定を締結し、初期投資を支援する運びとなるとのこととあります。

以上です。

議長 以上で、各委員会からの閉会中の所管事務調査の報告を終わります。

## 日程第2 質疑

議長 日程第2は、議案に対する質疑であります。

議案番号順に進めてまいります、議案によっては複数で質疑を受ける場合もございますので、あらかじめご了承ください。

なお、議案第1号、議案第27号から議案第30号まで、並びに発議第1号及び発議第2号につきましては、本日、全ての議案に対する質疑を終了した時点でお諮りして、即決したいと思いますので、あらかじめご了承ください。

それでは、報告第1号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、報告第2号、議会の委任による専決処分の報告について（福崎駅周辺整備（その1）工事）について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、報告第3号、議会の委任による専決処分の報告について（福崎駅前観光交流センター新築工事）について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、報告第4号、議会の委任による専決処分の報告について（辻川観光交流センター新築工事）について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第1号、人権擁護委員の推薦について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第2号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第3号、福崎町保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第4号、福崎町森林環境譲与税基金条例の制定について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第5号、県民ふれあい広場維持管理基金条例を廃止する条例について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第6号、福崎町水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第7号、福崎町公営企業管理者の設置のための関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次に、議案第8号、福崎町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例等を廃止する条例の制定について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次に、議案第9号、福崎町学童保育園設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

8 番 一つだけお伺いしておきたいのですが、これをするによってですね、額を設定することによって、利用者への影響とか、どのように想定されておられますか。数とか、人数が減るとか増えるとか、そういうことは。

学校教育課長 7月と8月につきましては、全額の利用と、利用日数が月10日未満の利用の場合は保育料が半額という仕組みとしております。通常は全額の利用者が多いわけなんですけど、7月、8月については半額の利用者が多いというような状況で、夏休みのご家族での活動とか、旅行とか、そういうようなことがあることで利用の形態が違うのかなというふうに思っております。

そのような中で、今回の金額の増によって、若干の変動はあるのかもしれませんが、おおむね同じような状態で利用されるのではないかというような感触を持っております。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

1 1 番 この議案の背景として、国等のほうでの、こうした基準とかですね、示された指導内容とかいうものはあるのでしょうか。

学校教育課長 いえ、特にございません。

1 2 番 先ほどの質疑の中でも、9日以下、月10日未満の利用の方については半額とするという規定について、町独自の規定であるというふうにも伺っております。こうした料金の改定の中で、こうした制度についてもですね、一層周知が図られて、子どもの利益が最大限図られるという面で、こうした制度は有意義なものであるというふうに私も思っておりますし、引き続き継続していかれるものと思っておりますが、こうした点についての周知も一層図られたらというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

学校教育課長 周知に努めてまいります。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次に、議案第10号、福崎町辻川山公園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、質疑はありませんか。

8 番 都市公園条例で管理するとおっしゃっていたのですが、これは、大きい理由というのは何になるのでしょうか。

まちづくり課長 理由といたしましては、一番大きなものとしては、都市公園面積は普通交付税の算定に参入されるということで、公園管理のための財源が助かるということが1点ございます。

それと、特に教育委員会で条例を設けて管理しておりますが、まちづくり課のほうで、同じように申請書を出していただいて、都市公園になりますと専用的に使用する場合には使用料も徴収できるということもございます。そういった点から都市公園にすべきだと考えております。

1 2 番 辻川山公園が都市公園になるということで、手続として公告、公に告げると

いう公告の手續が必要となるということでもあります。町広報やホームページでも、そうしたことが行われるというふうには思うのですが、そうした機会に、他の都市公園も含めて、一層の利用の促進につながる工夫を凝らした周知を図られるよう望むものですが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 広報につきましては、福崎町の公式のホームページにおきまして、公共施設の中の福崎町の都市公園ふれあい広場ということで、ホームページをつくっております。田原地区でありましたら、それぞれのふれあい公園の名前があつて、その名前をクリックしていただきますと、写真と地図、そして主な施設、ブランコがありますとか、滑り台がありますとか、そういったものをご紹介しますので、ぜひ住民の方にも活用していただきたいと思いますと考えております。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

1 3 番 この辻川山公園、都市公園法というのがあつて、福崎町ではどれぐらいの面積を都市公園法で公園面積というのは確保しなければならないのでしょうか。

まちづくり課長 現在の都市公園でございますけれども、これはふれあい広場も含めまして算定しておりますが、条例の中では町民全体で1人当たり10平米。そして市街化区域では5平米を基準としております。現在のところ、平成30年1月1日現在の面積で申し上げますと、市街化区域で5平米の基準に対しまして、1人当たり4.5平米でございます。また、町民全体でいいますと、10平米に対しまして7.3平米ということで、若干、公園の面積は充足しておらないという実態でございます。

1 3 番 何年か前に質問させていただいたときに、そのような答弁で。今回、この辻川山公園が都市公園になるということで、面積も増えるということなんですけれども、これからですね、やっぱり都市公園法というのがあるので、もっとね、公園とかをつくっていただきたいと。どうでしょうね。町長。

町 長 住民の皆様方と話をする機会もあるわけでありまして、やはり議会等々からも含めまして、議員も住民の皆様方の意見を聞いておられると。若いお母様方は、そういったような子ども、児童公園といったような事柄がほしいと。子どもを連れて遊ぶ場所。それら等は、私は河川公園であるとか、東部工業団地のイーストパークであるとか、そういったようなところを、そういったような活用のあり方といったように思っておったのですが、少し住民の皆様方の、言うてはいけないことかもわかりませんが、マナーの悪さがちょっと目につくといったような形の中で、子ども等を連れていけないといったような形になっております。

そういったような形の中では、今後における分野で、児童公園等々ができるような形の中での研究は、今後においてもしていきたいというように思っております。

1 3 番 町長が言われましたように、若いお母様方も、そういうことをちょっと希望されているので、これから先ですね、先を見据えた中でお考えいただきたいと、このように思います。

以上です。

3 番 先ほど紹介がございました、地方交付税の算定という観点からですね、現在、指定されております辻川山公園の面積というものを、面積的に指定を拡大していくというところでの思いはお持ちなのでしょうか。

まちづくり課長 現在の教育委員会、社会教育課が管理しております公園の面積は、辻川山公園、2,078平米でございます。

今回、まちづくり課で指定しようとしておりますのは、今、辻川界限線をつくっております北側に広場をつくっております。それとか、辻川の公衆便所のある

駐車場も含めまして、4,500平方メートルを指定したいということで検討しております。それと、さらに記念館でありますとか、生家、それと歴民、また辻川山の望郷の丘、あと学問成就の道、そういったところも将来的には含めていきたいと考えておるのですが、まだ地籍調査が入っておらないということで、今、農林振興課のほうで進めておる、山の地籍調査が完了しましたら、地元と協議をしてもっと公園を広げていきたいという思いは持っております。

議 長 ほかにございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第11号、福崎町第5次総合計画基本構想の一部修正及び後期基本計画の策定について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第12号、平成30年度福崎町一般会計補正予算(第3号)について、質疑はありませんか。

1 1 番 景気が回復しているとか、いや、そうでないとかですね、いろいろ国会でも議論されておるところでありますけれども、この補正予算で税の関係が、法人税なり、あるいは償却資産のところ マイナスが計上されておりますけれども、これについてですね、福崎町内での計算の根拠になっておる経済の状況、動向についてお伺いいたします。

税 務 課 長 経済の動向はマスコミでも言われておりますように、景気は上昇の傾向ということでなっております。そういう反面、法人町民税ですとか固定資産税の償却資産税が減少しているということですが、特に法人につきましても、政府の中小企業優遇政策、一定の償却資産について、昨年よりも生産向上性を1%以上押し上げるような設備・機械については、その課税標準額を3年間で2分の1に減少するというような、そういう施策もありまして、予想以上に大きく減少しております。

これと同様に、固定資産の償却資産税につきましても、課税標準額が下がった関係で減少しております。

1 1 番 その流れとしてはですね、説明を今されたのですが、それは数字的にいえるのでしょうか。

税 務 課 長 法人町民税、ここにありますように5,000万円の減ということになっております。

あと償却に係る減額につきましても、1,000万円の減ということになっております。

1 1 番 私も勉強不足ではありますけれども、今言われた数字はですね、見て質問をしたわけですね。ですから、その5,000万、1,000万の出てきた根拠数字を聞いておるということでもあります。

町 長 法人税割における分野につきましても、報告は受けております。こういったような形の中で、当初予算における分野の形のところは、償却とかそういう設備投資のほうに回ってしまったというところで、景気浮揚、景気対策としてのこういったような見込みを持っておったわけでありまして、それら等、見込みの部分の違いが、こういったような大きな数字であらわれてしまったというところでもあります。

一方、固定資産税、特に償却資産等々の分野でありますけれども、これら等につきましても、一つは太陽光発電の見積もり誤りでありまして、経営力向上の

特例の適用もあって若干減ったと。具体的な数字もいただいておりますけれども、そういったような事柄で430万円の減額が今出てきたというところでは、太陽光発電につきましても、350万円の減。その他における上位20社における分野等々を見ても、それら等についてなかなか、償却のほうへといったような形の中で、多分、国の資産等々を含めた形の中での計画については、福崎町は大抵2年後、3年後にその影響を受けるといったような形になっておりますので、それら等について、ある程度、2年後、3年後の分野で期待をしていきたいというような形で思っております。数字そのものにつきましては、税務課等と、それら等の中におきます分野についていただいております。

なお、家屋等々につきましても出ておるわけでありまして、これら等につきましても、増額要因となるものが、当初査定時と異なる収納率がある程度出てきたといったような形。また、課税漏れであった分野が、それら等を課税できるような状況になったといったような事柄を受けておりました、それら等を合わせて1,000万といったような形になっております。

なお、課税漏れによる追加徴収の分野につきましては、約320万円といったような形になっております。

- 1 1 番 総括してですね、この5,000万、1,000万というふうな数字のもとになっておる減税云々のお話、税務課長からありましたけれども、その対象額が総額で幾らで、そうしてそれに税率何%を掛けたらですね、これだけのマイナスになったんだという、そういう大まかな計算の根拠をお聞きしたかったということでもあります。

町長の答弁がありましたので、次に移りますが、歳出のほうでですね、道路橋梁費の関係でも減額予算となっておりますが、生活道路等の補修・改修、あるいは維持管理については、要望の大変強いところでもありますけれども、これらがですね、予定していなかったものとしてもですね、3,563万9,000円の一般財源がここで余るわけですからね。1億8,000万余り減額するうちでも、そのうち一般財源は3,563万9,000円あるわけですから、このお金を使ってですね、住民の身近な要望に応じていただくというふうな考え方はできなかったのかどうか。そのように思うのですが、いかがでしょうか。

- まちづくり課長 一般財源で申し上げますと、たしかに3,000万ございますけれども、これは国庫補助を申請しましたその裏としての一般財源でございます。そういったことから、今回減額となっている主な理由としまして、例えば道路新設改良費で申し上げますと、予定しておった災害防除の事業が不採択になったものでございませうとか、あと舗装工事で申し上げますと、中島八幡線の舗装工事、国庫補助工事を要望しておりましたが、これも採択されなかったといったものが主な原因での減額となっております、自治会要望で当初予算として計上しておりますものについては、全て実行させていただいております。

- 1 1 番 いや、もう大体そういう説明はですね、聞かずとも大体わかっておるわけですが、住民要望が身近なところで強いんだから、ですから、国、県の支出金でありますとか、起債の関係はですね、これはもう落とさざるを得ないということになるんですが、3,600万円の一般財源をですね、今年のお金を有効に使って住民の身近な要望に応じていただくという考え方をしてもよいのかということをおっしゃるわけですか。この3,600万の金のもとには、国、県の補助事業等の、それに充てる町財源だということぐらいは想像していますよ。しかし、この金を使って住民の要望に応えるということをやられてもよいかということをおっしゃるわけですか。

町 長 限られた財源であり、有効に使うというのは、そういった観点は私も質問議員と同様であります。

しかしながら、これら等を含めまして見てみますと、道路改修費の欄が非常に、それら等が多かったというところであります。道路新設改良の関係につきましても、国庫補助採択といったような形の中で、社会資本整備総合交付金事業が採択されなかったという事柄であったわけでありまして、これら等、道路橋梁等々の中におきます分野につきましても、やはり道路維持、改修といったような形の中での分野等々がございまして、それら等の出入り等々もあったわけでありまして、これら等、それら等ができない部分におきます分野については、住民の要望のところを回していくといったような形をとりたいわけでありまして、なかなかそのような形の中で、限られた職員等々も含めましてですね、なかなかそういう動きがとれなかったというのも実情であります。これら等につきましても反省材料の一つにはなるわけでありまして、みぎり等々を含めた形の中で、どの位置づけで行っていくのかといったような形等につきましても検討はしなければならぬというところでもあります。

求めるところにありましては、1月、2月ぐらいに発注をして、3月の分野を超えるといったような形は、正直言いますと、昔はそういうやり方もやらせていただきました。今現在におきます分野は、そういうわけにはまいりません。きちっとした会計処理をしなければならないというところもありますので、その点を含めてご理解をいただければというように思います。

1 1 番 それから教育費の関係でですね、西中学校のプール改修費200万円ですが、この200万円で完全に直るといふふうに理解してよろしいですか。

学校教育課長 水のことで100%とはちょっと言い切れませんが、現段階では直ると考えております。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

町 長 小林議員の道路橋梁費における一般財源の分野、私も小林議員の勢いに負けたような形で、そういう答弁をしたわけなんですけど、ここでは3,500万使ったのではなしに、3,500万使いましたと、こういう報告をさせていただいているところでもあります。なお、交付税等々に含める分野等々の事由もあったわけでありまして、それら等、不採択になっておりますので、それら等についても対応を一般財源でさせていただいたというところもあって、これら等は反対に3,560万、3月補正で補填させていただいたというところでもありますので、ご理解賜りたいと思います。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第13号、平成30年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第14号、平成30年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第15号、福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次に、議案第16号、平成30年度福崎町水道事業会計補正予算(第2号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次に、議案第17号、平成30年度福崎町下水道事業会計補正予算(第2号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
なお、議案第18号から議案第25号までの議案は、予算についての議案であります。質疑は大綱にとどめ、詳細な点につきましては委員会をお願いいたします。

それでは、議案第18号、平成31年度福崎町一般会計予算について、質疑はありませんか。

1 1 番 町長の所信表明のところで、総務課のところでですね、非常勤職員の任用について、地方公務員法等の改正に伴い、新たに会計年度任用職員として、その制度確立を図りますというふうに述べられておるのですが、これについては具体的にどのようなことなのか、説明をお願いいたします。

総務課 長 現在、福崎町の職員には嘱託職員、臨時職員という職員がおりますが、これは法的な根拠が示されておりません。今回、地方公務員法の改正で、新たに会計年度任用職員という項目が出てきておりまして、今までの非常勤職員の取り扱いが、その新たな法律の中で規定しなければならないというふうに決まっております。その関係で、この法律自体が、平成32年4月1日が施行日となっております。それに向けまして、現在、福崎町のそういった臨時非常勤職員がこの会計年度任用職員に移行していくわけなのですが、それに向けて、現在新たな条例づくりを急いでおるわけでございます。

それぞれ、各市町、今の状況というのはばらばらでございます。先ほど言いましたように、法的な根拠が示されておりませんので、それぞれ各市町いろんなやり方で採用しておるわけなんです。それをこの法の中で、今現在の臨時職員をどうするのかというのを、今の状況では9月、臨時非常勤職員はいつも12月に公募しまして、1月、2月等で採用試験をするということで、9月までには条例制定をして、12月の職員、この次からは会計年度任用職員となるわけですが、そういう制度を今つくっておるわけで、それに間に合うように条例制定に向けて検討いたしております。

当然、今、職員が実際におりますので、そういった職員とも話し合いながら9月までには制定する予定ということになっております。

1 1 番 非常勤職員が、非正規といいますか、嘱託、アルバイト等々が増えてですね、正規職員がなかなか、行革という国全体の方針の中で抑制をされてですね、町においても正規職員の方に大変な負担がかかっているのではないかというふうに思ったりもいたしますし、あるいは非正規の方々の対応問題等もありますが、今回のこの、抱えられております、今言われた方針がですね、嘱託、アルバイト等ですね、いわゆる非正規と言われておりますような雇用をさらに拡大するというふうな方向の上に立っておるのかどうかですね、そここのところがちょっとわからないので質問したのですが、その基本的な方向についてはどうなんでしょうか。

総務課 長 この制度改正というのは、同一労働・同一賃金という、そういう趣旨から新

たな法律が改正されております。そういったところから、今の正規職員をより一層、新たな臨時非常勤、会計年度任用職員を増やそうと、そういう思いでつくられておるわけではございませんし、福崎町にしても同じような方向で、この配分的なものは現在の状況で続けていきたいと思っております。

また、この会計年度任用職員によりまして、今の臨時非常勤職員の待遇等も、年休の関係とか、そういった給与関係、そういったものもある程度改善されます。

そういった中で、今、議員さん言われましたように、一般職には非常に負担がかかっておるんですが、この改正によりまして、臨時非常勤職員も一定の責任を持っていただいて、全体を通して業務が少しでも平たんといいたいでしょうか、それぞれ分かち合っただけで一般職員の負担も少しは軽減できるものというふうには期待しております。

- 1 1 番 仕事の量がですね、ますます増えていっておるわけでありまして、地方の時代という名のもとにですね、町の仕事も増やされている。方針は国のほうで基本的にあるとしてもですね、そんな状況の中で、やっぱり正規の職員でちゃんと仕事に責任を持っているということが住民サービスの上でも非常に大切なことだというふうに基本的には思っておるのですよね、町長も多分そういう気持ちは持っておられると思うのですが、国、県のそういう指導なり、そういう方針がですね、大変義務づけが厳しいものがあると思いますが、できるだけですね、非正規雇用の職員に責任を持ってもらうということは、それはそれとしてもですね、やはりその責任にふさわしい待遇ということもですね、また必要になろうと思っておりますので、それらの方針については、しっかりと対応していただければなというふうに思っております。

それから、今、国のほうでは、今年予算の一つの目玉として子育て支援策をやるんだということで、就学前の子どもたちの保育料を免除していこうというふうな方針というふうに伝えられておるんですが、その点、福崎町の予算では、まずどのように計上されておるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

学校教育課長 平成31年度の予算といたしましては、消費税増税が行われるとされております、平成でいいますと31年10月1日から6カ月間の部分について、3歳から5歳の年齢の認定こども園等に通う子どもの利用者負担を無償という形で歳入等を考えております。また、給食費につきましては、これまでは利用者負担の中に給食費が含まれておるといふ考え方になっておったものが無償になることで給食費が外に出てくるということで、10月からは、給食費の徴収については、その3歳から5歳の部分が給食費として徴収をしていくというような考え方になっております。

- 1 1 番 その無償化についてのですね、財源的には、この歳入方面ではどのように計上されておるのでしょうか。

企画財政課長 無償化の実施に当たりまして、この利用料等、一時預かりの分も含めまして、事項別明細書でいいますと、特例交付金のところがございますが、36ページにございます、子ども子育て支援臨時交付金5,090万円がそうであります。

- 1 1 番 それは福崎町にあります幼稚園、全部に対してのものでしょうか。

企画財政課長 福崎町に影響します、公立認定こども園の負担金、私立の保育所の負担金、また町内の私立認定こども園、町外の私立認定こども園、町外公立認定こども園ともでございます。あと一時預かりに限りましては、幼稚園型の負担金、この影響部分を合わせまして5,090万円と見積もっているところでございます。

- 1 1 番 後でまた詳しく勉強させていただきたいと思うのですが、国はですね、もうかねてから、私立の保育所についてはいろんな設備をやるにしてもですね、補助

率が公立よりも高いとかですね、そういうふうなことをやっておると聞いております。今回の無償化の件につきましても、公立と私立に対する国の裏づけがですね、差があるのかないのか、その点についてはどうなんでしょうか。

学校教育課長 このたびの無償化という部分で、平成31年度につきましても、先ほど企画財政課長が申しあげましたように補てんがあるということでございますが、平成でいう32年度以降につきましても、従来どおりの考え方。基本的に国が2分の1、県が4分の1、残りの4分の1を市町村が持つという考え方に、その無償化部分についてもなるということにつきましても、これまでの取り扱いと変わらない。ただし、無償化に伴う事務経費については、平成32年度も補てんがあるというようなことを聞いております。

1 1 番 私が今質問したのはですね、公立と私立に対する国の考え方というか方針で、公私立の差はあるのかということ聞いておるわけです。

学校教育課長 平成31年度につきましても、ございません。

1 1 番 それから農林振興課関係のところでお聞かせいただきたいと思うのであります。全国的にもそうですし、福崎町もですね、山林の状況、あるいは農地の状況は非常に心配されております。そんな中で、この方針として、農地の担い手への集積・集約、耕作放棄地の解消、あるいは農業施設の機能更新、長寿命化を図ります等々書かれておるわけでありましたが、これらが具体的に、福崎町としてはどのように実施していこうとしているのか。あるいは、どういう見通しを持っておられるのか。あるいは、山林の問題につきましても、新しい税制度もできておりますが、それらがどのように福崎町の農業、あるいは農地・山林等の管理に生かされていくのか。その見通し等についてですね、お聞かせいただきたいと思っております。

農林振興課長 農地につきましても、できるだけ担い手のほうに集約していくということで、農地中間管理機構の制度を利用します。農地を担い手に集約した後、水の管理とか畦畔の管理とかにつきましても、多面的機能支払でもって、地域でその分を担うというような形で、今までどおりであります。

ただ、農業用機械が壊れたりとか、年齢が高くなって病気になって、もう農業をやめるとか言われる方も、今後、ますます増えるというようなことが予想されておりました。農業委員、それから農地最適化推進委員、それから農会長を含めて会議等をもって、これからの福崎町の農地、地域の環境をどういうふうにしていったらいいのかというのは、合同研修とかもさせていただいております。3月1日に第1回目の研修をさせていただきました。

今後は、その中で出た悩み事とか課題点を整理しまして、地域で取り組むことができること、それから町として支援することができること、またモデル地区としてやっていこうというようなところ、そういうところを期待して、今後も研修を続けていきたいと思っております。

森林につきましても、山林の地籍調査を進めているところであります。また、人工林の状況については、現況調査等が必要になってくると思うんですけど、このたびの森林環境譲与税の金額が余りに少ないために、ある程度それをためてからでないとは実行できないと考えております。七種の約60ヘクタールの山林の現況調査、それから実施計画等をする委託料だけで1,000万円ぐらいはかかるというようなことを森林組合のほうからも聞いております。ただ、今まで放っておかれた森林につきましても、今までよりはましになるというふうには思っております。それが具体的にどういうふうになるかは、まだまだこれからというような状況であります。

議 長 質問の途中でございますけれども、暫時休憩をとりたいと思います。再開につきましては、10時50分をお願いいたします。

◇

休憩 午前10時33分

再開 午前10時48分

◇

議 長 それでは、再開したいと思います。

質疑はありませんか。

3 番 橋本町長の意向、また担当課長の意向もあるかと思うのですが、健康福祉、あるいは医療の部分になるのですが、このたびも高校生についての福祉で拡充をなされてございます。他自治体の動向もございましょうが、本町におきまして、健康福祉等々ですね、助成事業のあるべき姿といたしますのは、どこまで行うとしてらっしゃるのか。そういったところのビジョンがございましたらお尋ねしたいと思います。

町 長 このたび、高校生の入院無料化まで子ども医療を拡大させていただきました。これら等につきましても、非常に財源的に厳しい中におきます分野ではありますが、子ども・子育ての観点の一環として、少しでも助けることができるのであればといったような観点であります。

当然、高校生の通院まで含めた形で求めていきたいわけではありますが、財源はございません。そういったような形の中で、一つでも財源等々を見つけるのであればといったような形であります。

なお、保健の部分につきましては、保健センター開設、週5日から週6日と。土曜日開設までといったような形で、つなげてきましたので、これら等につきましても、自画自賛でありますけれども評価しているところでありまして、住民の皆様方のご相談等々を受けるといったような体制を整えることができたというようには思っております。

これら等につきましても、役場行政の行う部分のサービスを落とさずに、しかし、その中におきます分野につきましても見直しを少ししていただいて、一方で財源をつくりながら、その財源を人件費に充てたといったような形の中でのサービスとの取り扱いといったような形になっております。そういったような形の中における分野、まだできる分野があるのかなのか、これら等は現在における、ここにいらっしゃる課長等々のご意見をいただきながら、こうしたようなものに対応していきたいというように思っております。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第19号、平成31年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、質疑はありませんか。

1 1 番 都道府県営化の2年目ということになるのでありますが、県からの、福崎町からの負担金の示された金額等については、これまでの福崎町の実態から照らしてですね、去年は大きくて、そうして保険料の増につながったわけですが、今回示されておる金額について、どのような所見を持たれておるのか、お聞きいたします。

健康福祉課長 議員おっしゃいます、示された数値につきましては、議案資料の6ページにお示ししております。その中で、県から課せられます国保事業費納付金でございますが、5億3,700万円余りということで、昨年とほぼ同額と

というような状況となっております。

しかし、数年、福崎町の保険給付費、医療費の動向を見ておきますと、やはり増加傾向にどうしてもなってきたおることがございますので、その点を加味しますと、納付金がほぼ同額であるということにつきましては、これまでの医療費の、全体としての少なさでありますとか、その辺は加味されて、この算定に至っておるといふふうに考えておるところでございます。

- 1 1 番 何か県のほうに気がついたような答弁と、声の響きとして受けとめました  
が、具体的にまた予算のところで見たいと思うのですが、こういうものですね、  
都道府県営化して本当によかったのかどうかというのは、まだよく議論してみな  
きゃならんことでもありますし、地元での議論を県にも影響させていかなきゃなら  
んと思っておりますので、率直にですね、福崎町の町民にとって得なのか損なの  
か、具体的に明らかにしていく必要があるというふうには思っておるといふこ  
とをつけ加えておきます。

健康福祉課長 議員おっしゃいますように、状況を見ながら、やはり要望するべきところは  
いつも意見として出させていただいておりますので、それは変わらずに続けていき  
たいと考えております。

議 長 他に質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第20号、平成31年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算に  
ついて、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第21号、平成31年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、  
質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第22号、平成31年度福崎町水道事業会計予算について、質疑は  
ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第23号、平成31年度福崎町工業用水道事業会計予算について、  
質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第24号、平成31年度福崎町下水道事業会計予算について、質疑  
はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第25号、平成31年度福崎町工業団地造成事業会計予算について、  
質疑はありませんか。

- 1 1 番 基本的な方針だけお聞かせいただきたいと思うのですが、企業会計で扱って  
いくということですね、これが事後、町費の持ち出しにつながるのか、つな  
がらないのか。その点についての考え方。持ち出すとすれば、どの程度の範囲なの  
か。あるいは一切持ち出さないということなのか。最後の帳尻合わせとして、ど  
んな方向で事業に取り組まれるのかということについて、これは聞いてほしい

いという、ある人の声がありましたので、ちょっと住民の皆さんのですね、要望に応じて質問いたします。

町 長 このたび、公営企業管理者の設置をお願いしておるところでありました。それら等のところへくればと思っておったわけでありますけれども、基本的には一般財源の補てん措置等々はございません。これら等につきましては、きっちりとそれら等を清算するといったような形の中での取り組みをしていくという形を求めていきます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第26号、福崎町道路線の廃止及び認定について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第27号、工事請負契約について(学校施設空調設備設置工事)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第28号、工事請負契約の変更について(福崎駅周辺整備(その2)工事)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第29号、兵庫県市町村職員退職手当組合格約の一部変更について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第30号、兵庫県町議会議員公務災害補償組合格約の一部変更について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、発議第1号、福崎町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、発議第2号、福崎町議会基本条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、請願第1号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました全ての議案に対する質疑を終結いたします。

- 議 長 日程第3は、討論・採決でございます。  
この際、お諮りいたします。議案第1号、議案第27号から議案第30号まで並びに発議第1号及び発議第2号については、委員会付託を省略し、本会議において、ただいまから即決したいと思います。ご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第1号、議案第27号から議案第30号まで並びに発議第1号及び発議第2号については、本会議において即決することに決定いたしました。  
それでは、討論・採決を行います。  
議案第1号、人権擁護委員の推薦について、討論を行います。  
討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。  
これから、採決を行います。  
議案第1号、人権擁護委員の推薦について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。  
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。  
よって、議案第1号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。  
次に、議案第27号、工事請負契約について(学校施設空調設備設置工事)について、討論を行います。  
討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。  
これから、採決を行います。  
議案第27号、工事請負契約(学校施設空調設備設置工事)について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。  
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。  
よって、議案第27号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次に、議案第28号、工事請負契約の変更について(福崎駅周辺整備(その2)工事)について、討論を行います。  
討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。  
これから、採決を行います。  
議案第28号、工事請負契約の変更について(福崎駅周辺整備(その2)工事)について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。  
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。  
よって、議案第28号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次に、議案第29号、兵庫県市町村職員退職手当組合規約の一部変更について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これから、採決を行います。  
議案第29号、兵庫県市町村職員退職手当組合格約の一部変更について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立をお願いします。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第29号については、原案のとおり可決することに決定しました。  
次に、議案第30号、兵庫県町議会議員公務災害補償組合格約の一部変更について、討論を行います。  
討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これから、採決を行います。  
議案第30号、兵庫県町議会議員公務災害補償組合格約の一部変更について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第30号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次に、発議第1号、福崎町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例について、討論を行います。  
討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これから、採決を行います。  
発議第1号、福崎町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。  
(起立多数)

議 長 起立多数であります。  
よって、発議第1号については、原案のとおり可決することに決定しました。  
次に、発議第2号、福崎町議会基本条例の一部を改正する条例について、討論を行います。  
討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これから、採決を行います。  
発議第2号、福崎町議会基本条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。  
(起立多数)

議 長 起立多数であります。  
よって、発議第2号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議 長 次の日程は、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙であります。  
現在、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員については、本年2月に橋本町長が副連合長に就任されたことに伴い、福崎町選出の広域連合議会議員が欠員となっております。兵庫県後期高齢者医療広域連合規約第9条の規定に、広域連合議会議員に欠員が生じたときは、選挙を行うこととなっております。よって、本日の会議で選挙を行うものであります。  
それでは、お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づいて、指名推選によりたいと思いましたが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。  
重ねてお諮りいたします。指名推選の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、議長が指名することに決定しました。  
兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員に、副町長尾崎吉晴氏を指名いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、ただいま指名いたしました副町長尾崎吉晴氏が兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。  
ただいま兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました副町長尾崎吉晴氏に対し、会議規則第33条第2項の規定により、本席からではありますが当選の告知をいたします。  
これをもちまして、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を終わります。

#### 日程第5 中播衛生施設事務組合議会議員の選挙

議 長 次の日程は、中播衛生施設事務組合議会議員の選挙であります。  
中播衛生施設事務組合議会議員については、牛尾雅一議員が辞職されたことに伴い、福崎町選出の組合議会議員が1名欠員となっております。  
中播衛生施設事務組合規約第6条の規定には、組合議会議員に欠員が生じたときは、直ちに選挙を行うこととなっております。よって、本日の会議で選挙を行うものであります。  
それでは、お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づいて、指名推選によりたいと思いましたが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。  
重ねてお諮りいたします。指名推選の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、議長が指名することに決定しました。  
中播衛生施設事務組合議会議員に、木村いづみ議員を指名いたします。これに、  
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、ただいま指名いたしました木村いづみ議員が中播衛生施設事務組合議  
会議員に当選されました。  
ただいま中播衛生施設事務組合議会議員に当選されました木村いづみ議員に対  
し、会議規則第33条第2項の規定により、本席からではありますが、当選の告  
知をいたします。  
これをもちまして、中播衛生施設事務組合議会議員の選挙を終わります。

#### 日程第6 特別委員会の設置

議 長 次の日程は、特別委員会の設置であります。  
本件を議題として、お諮りいたします。議案第18号から議案第25号までの  
8件の議案は、平成31年度の一般会計を初め、各特別会計及び企業会計の予算  
審査であります。平成31年度の各会計の予算審査につきましては、議長を除く  
議員を委員とする予算審査特別委員会を審査終了まで設置したいと思いますが、  
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
各会計の予算審査につきましては、予算審査特別委員会を設置し、この委員会  
で審査することに決定いたしました。  
重ねてお諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員  
の選任につきましては、福崎町議会委員会条例第7条の規定により、議長が議会  
に諮り、指名することとなっています。よって、議長が指名することにご異議ご  
ざいませぬか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
それでは、指名いたします。  
1 番 松岡秀人議員                      2 番 柴田幹夫議員  
3 番 三輪一朝議員                      4 番 北山孝彦議員  
5 番 前川裕量議員                      6 番 河嶋重一郎議員  
7 番 木村いづみ議員                    8 番 山口 純議員  
10 番 富田昭市議員                    11 番 小林 博議員  
12 番 石野光市議員                    13 番 城谷英之議員  
以上の12名を指名いたします。  
ただいま指名いたしました議員12名を、予算審査特別委員会委員とすること  
にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、ただいま指名いたしました12名を予算審査特別委員会委員に選任す  
ることに決定いたしました。

## 日程第7 委員会付託

議 長 次の日程は、委員会付託であります。

この際、お諮りいたします。議案第2号から議案第26号まで及び請願第1号を、それぞれの委員会に付託いたします。議案第2号は、総務文教常任委員会に、議案第3号から議案第8号までは、民生まちづくり常任委員会に、議案第9号から議案第12号までは、総務文教常任委員会に、議案第13号から議案第17号までは、民生まちづくり常任委員会に、議案第18号から議案第25号までは、予算審査特別委員会に、議案第26号及び請願第1号は、民生まちづくり常任委員会に、以上のとおり、付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会は5件、民生まちづくり常任委員会は13件、予算審査特別委員会は8件、以上26件をそれぞれの委員会に付託したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

## 日程第8 議員派遣

議 長 次の日程は、議員の派遣であります。

お諮りいたします。議員派遣の件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定に基づき、配布しております議員派遣のとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、配布しております資料のとおり、派遣することに決定しました。

以上で、本定例会2日目の日程は、全て終了しました。

次の定例会3日目は、3月22日(金)午前9時30分から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前11時15分